

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、定期予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年9月24日

うるま市長 中 村 正 人

定期予防接種（B類疾病）

【個別予防接種】

1. 予防接種の種類 インフルエンザ予防接種

（1）実施期間 令和8年10月1日から令和9年2月28日

（2）実施場所 指定医療機関

（中部地区医師会会員のうち個別予防接種受託施設及び相互乗入を実施している他地区医師会、うるま市と個別に業務契約を行っている医療機関または依頼書によって予防接種が可能な医療機関及び施設等）

（3）対 象 者 ①65歳以上の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

（4）自己負担金 1,000円 ※ただし、生活保護受給者は免除

（5）予防接種不適当者（予防接種を受けることが適当でない者）

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者
- ④ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

2. 予防接種の種類 **新型コロナウイルス感染症予防接種**

- (1) 実施期間 令和8年10月1日から令和9年2月28日
- (2) 実施場所 指定医療機関
(中部地区医師会会員のうち個別予防接種受託施設及び相互乗入を実施している他地区医師会、うるま市と個別に業務契約を行っている医療機関または依頼書によって予防接種が可能な医療機関及び施設等)
- (3) 対象者 ①65歳以上の者
②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- (4) 自己負担金 11,000円 ※ただし、生活保護受給者は免除
- (5) 予防接種不适当者（予防接種を受けることが適当でない者）
①明らかな発熱を呈している者
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者
④その他、予防接種を行うことが不适当な状態にある者

附 則

この公告は、令和8年10月1日から施行する。